

令和6年11月保育DXに関する全国意見照会自治体オンライン説明会での主な御質問に対する回答について

番号	質問種別	質問内容	回答
1	保育DXの今後の方向性(資料p.7～24)	事業所によってはシステムの利用を希望しない場合も想定されるかと思いますが、全ての自治体、事業所において同じタイミング(R8年度)で切り替えていく想定でしょうか。 施設管理プラットフォームの利用のマニュアルなどは、R7年度中には提示されるのでしょうか。	政府文書にも記載のとおり、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤については、令和8年度以降全国展開を進めていくこととしており、独自システムを構築しているなど自治体ごとのご事情もあることから、利用開始時期について義務化や指定をするものではありませんが、将来的には全国の自治体や保育施設等に利用いただきたいと考えております。 マニュアルについては、自治体や保育施設等における準備もあるかと思っておりますので、令和7年度中に提示できるよう準備に努めてまいりたいと考えております。
2	保育DXの今後の方向性(資料p.7～24)	給付の情報が監査調査項目にも活用可能となることですが、給付で入力した時期によっては、監査時に必要な情報の内容とタイムラグが発生する可能性もあるかと思いますが、その点は何か対策を考えていますでしょうか。	今後の要件定義の中で、そのような対応が可能かどうかも含め、検討してまいります。
3	保育DXの今後の方向性(資料p.7～24)	現行システムの契約期間の都合等ですぐに移行できない場合、保活領域だけ運用することなどになるのでしょうか。	施設管理プラットフォームと保活情報連携基盤は別々のシステムですので、それぞれについて、利用していただくかどうかを自治体単位で判断いただくことを想定しております。
4	保育DXの今後の方向性(資料p.7～24)	来年度民間の給付計算クラウドシステムを導入した場合、デジタル田園都市国家構想交付金TYPE1の対象となるのでしょうか。	デジタル田園都市国家構想交付金に関しては、こども家庭庁ではなく内閣府の所管であるため、令和7年度においてどのような取扱いとなるかは、未定です。 なお、国の基盤として、公定価格の給付金計算に係る機能については施設管理プラットフォーム上で完備する想定であり、R8年度以降の全国展開に向けて施設管理プラットフォームを構築する中で、外部システムとの連携についても検討してまいります。
5	システム構成図案(資料p.25～28)	①利用申込の空き枠情報は毎月随時と4月入所の2区分を同時に掲載する必要があるが、一覧表示形式を考えているのか、施設ごとに表示する形式を考えているのでしょうか。 ②企業から就労証明書を直接保活情報連携基盤に提出があった場合、保護者は電子申請に就労証明書を追加しなくても自動で連携できるのでしょうか。 それができない場合、企業から就労証明書を保活情報連携基盤に発行するメリットを教えてください。 ③施設情報をここdeサーチからではなく、自治体独自のHPから連携させることも想定しているのでしょうか。	①今後の検討事項となります。 ②受領した就労証明書を電子申請システムに添付する形を想定しております。メールでのやりとりや、紙でのやり取りがなくなる点でメリットがあると考えております。 ③施設情報は、同じく国のシステムであるここdeサーチとの連携をまずは考えております。

6	システム構成図案(資料p.25～28)	<p>①国のシステムを使用するというので、現時点で自治体での予算措置は不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②監査など、全ての施設が導入しなければ、自治体職員の負担は、従来の方法、及び施設管理プラットフォームによる方法、と、二つのやり方により対応しなければならず、むしろ煩雑になると思われるが、こども家庭庁としてどのように考えておられますでしょうか。また、施設に対する補助金などは現在の保育対策総合支援事業等により措置されますか。</p>	<p>①施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤については、令和7年度概算要求を行っているところであるため、確定的なことは申し上げられませんが、現時点においては、自治体や保育施設等に料金を負担いただくことは予定しておりません。</p> <p>②施設管理プラットフォームは自治体単位で加入いただくことになるため、1つの自治体の中で施設管理プラットフォームに参加する施設と参加しない施設が出てくることは、当庁としてはあまり想定しておりませんが、いずれにしても、二重負担となることがないよう、取組に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>施設管理プラットフォームへのアクセスは、インターネット環境があれば行えることを想定していますが、別途、保育ICT導入率について令和7年度中に100%目指すという政府方針も踏まえ、保育所等におけるICT環境整備に努めてまいりたいと考えております。</p>
7	令和7年度末以降システムへの実装対象案(資料p.29～33)	施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤について、デモシステムの公開は予定されているでしょうか。	詳細は今後の検討事項となりますが、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤については、一度作って終わりというシステムではなく、自治体や保育施設等にも使っていただき、改善を繰り返していきたいと考えております。
8	令和7年度末以降システムへの実装対象案(資料p.29～33)	施設等利用給付認定について、国立・公立大学法人の認定こども園と、それ以外の認定こども園でシステム化の実施時期が違うのはなぜでしょうか。	保活領域においては、まず自治体への申請を初期機能実装範囲として優先しているためとなります。
9	令和7年度末以降システムへの実装対象案(資料p.29～33)	個人情報の取り扱いはどのようになるのでしょうか。また、自治体間の連携等が見込まれていると思いますが、その際は個人情報のやりとりも見込まれるのでしょうか。その場合の個人情報に関する諸手続きは自治体に委ねられるのでしょうか。	<p>具体的には今後、類似の全国的なシステムの状況も踏まえながら要件定義の中で検討を行ってまいります。施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤においては、国はシステムを提供するのみで、国のシステム内で各市区町村が管内のデータを管理していただくこととなると考えております。</p> <p>施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤が構築されたからといって、現状の自治体における個人情報の取扱いが大きく変わるものではなく、引き続き個人情報保護法に基づき、適切に取り扱っていただくこととなります。なお、施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤を利用するに当たっての個人情報の取扱いの在り方については、利用規約に盛り込む予定です。</p>
10	システム構成図案(資料p.25～28)	施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤が稼働するにあたって、「ここdeサーチ」に登録している各種施設情報については、システムに改めて入力が必要が発生しないよう、データ連携していただきたいです。	御指摘のように、保育施設等にとって二度手間とならないよう、データ連携の仕組みについて具体的に検討を行ってまいります。
11	システムを活用した将来的な事務の流れ(給付)(資料p.36～56)	36ページ、認定変更、認定取消について、利用者の説明の認定変更で、「保育必要量区分が標準から短時間に変更になる保護者」とありますが、短時間から標準に変更になる保護者についても対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	記載はあくまでも例示となりますので、短時間から標準時間に変更になる保護者についても対象です。

12	システムを活用した将来的な事務の流れ（給付）（資料 p.36～56）	施設型給付業務に関して、p.46のメリットに「処遇改善等加算に係る業務負担を軽減」とありますが、留意事項通知等を読み込み、申請内容の確認、加算を確定させる工程が、一番の業務負担となっています。この工程の部分が、職員の配置状況を入力することで、施設管理プラットフォームで自動で行ってくれるということでしょうか。申請内容の確認に加算ごとに確認資料をいただいておりますが、それも不要になるのでしょうか。	具体的なことは、今後の要件定義の中で検討してまいります。処遇改善等加算の加算要件の確認申請内容においては、職員の配置状況だけでなく職員別の賃金情報等も必要なことから、現時点では、全ての確認項目について施設管理プラットフォーム上で自動で処理することは難しいものと考えています。このため、確認資料の提出については引き続き必要になるものと考えております。 なお、入力情報の連携など処理の簡素化を図ることについては引き続き検討してまいります。他の加算についても同様に検討し、自治体職員の審査の業務負担を軽減することを考えております。
13	システムを活用した将来的な事務の流れ（給付）（資料 p.36～56）	特に急な短時間→標準時間の申請の場合、申請があったかどうか、結果認定が変わるのか施設もすぐに把握できないと、延長保育料や預かり時間の調整に影響がでます。そのときすぐに施設が把握できるようにするには、どのようなフローを考えておりますでしょうか。	連携仕様は今後の検討事項となりますが、保護者からの変更申請内容については、自治体側システムで更新された内容を施設管理プラットフォームに取り込み、保育施設等は施設管理プラットフォーム上で変更内容の確認ができるような形で、今後具体的に検討してまいります。
14	システムを活用した将来的な事務の流れ（監査）（資料 p.57～58）	データ入力負担軽減について、現在導入を想定している機能はありますか（例：自動入力機能、検索機能の充実等）。	具体的なことは、今後の要件定義の中で検討してまいります。給付において、保育施設等から収集しているデータ項目については、施設管理プラットフォームの給付モジュールから監査モジュールに連携できるようにすることを考えております。そのほか、監査項目の標準化についても、今後具体的に検討を進めてまいります。
15	システムを活用した将来的な事務の流れ（監査）（資料 p.57～58）	監査調書が標準化されれば指導事項の集計も可能になると思いますが、実績報告システム内で実施する等は考えていますでしょうか。	今後の要件定義の中で、そのようなことが可能かどうか検討してまいります。
16	システムを活用した将来的な事務の流れ（保活）（資料 p.59～62）	・保育ICTシステム未利用の施設において、保護者様からの見学予約等が民間保活システム経由できた場合、ポータルサイトからの確認となるのでしょうか。現状、電話での見学予約が主流の場合は、見学予約の導線が分散してしまい管理が難しいと考えますが、保育ICT未導入施設のと保活情報連携基盤との立ち位置を改めて確認させていただきたいです。	具体的なことは、今後の要件定義の中で検討してまいります。現時点においては、保育ICTシステム未導入の保育施設等においては、保護者からの見学予約は保活情報連携基盤のポータルサイト上で確認することを想定しております。 保活情報連携基盤は、民間保活システムと連携し、保活情報連携基盤上のポータルサイト（見学予約ページ）で集約して確認いただけることを想定しております。また、電話などシステム外からの予約については、手動でシステムに入力できる機能の実装を今後検討してまいります。 なお、別途、保育ICT導入率について令和7年度中に100%を目指すという政府方針も踏まえ、保育所等におけるICT環境整備に努めてまいりたいと考えております。

17	システムを活用した将来的な事務の流れ（保活）（資料 p.59～62）	運用開始がR8年度となっていますが、R8年4月の利用調整への影響は無いと考えてよろしいでしょうか。	保活情報連携基盤では、保護者による施設検索・見学予約の機能提供を行うほか、入所申請については電子申請システムへのURL遷移を想定していることから、自治体の利用調整業務への直接的な影響は生じないと考えております。 自治体の利用調整事務に関しては、自治体の方がそれぞれ導入されているシステム等を用い、現状のフローでご対応をいただく想定です。
18	システムを活用した将来的な事務の流れ（保活）（資料 p.59～62）	保活情報連携基盤の運用開始が令和8年度Q1から運用開始となっているが、何が運用開始になるのか具体的な手続を教えてください。（見学予約や帳票の標準化、帳票項目の連携など）	保活情報連携基盤のシステムを活用し、利用者が施設検索や見学予約を行えるのが令和8年度当初以降という意味で記載しております。また、全国意見照会資料P.30にも初期実装範囲について記載しておりますため、そちらもご参照ください。
19	事務フロー・データセット・マスタ（案）（別紙）	①令和8年度から「子ども誰でも通園制度」が給付化され、市町村による監査が必要になります。システム化範囲の中に「子ども誰でも通園制度 実施園」は標準化される予定でしょうか。 ②施設管理プラットフォームはここdeサーチから連携されるとのことでしたが、現状ここdeサーチは、本園・分園がそれぞれ事業者番号を取得し、登録されている施設と本園・分園を合わせて1園として登録している場合があります。どちらが正しい登録の方法なのでしょうか。	①現時点で対応は未定ですが、今後検討を進めてまいります。 ②現行のここdeサーチでは、本園と分園の登録について ・施設情報として、本園と分園をそれぞれ登録する。 ・事業者情報として、「本園・分園の有無」で『有』として選択したうえで、本園と分園の情報を登録（上記の施設情報で登録してある施設から選択し、リンク設定を行う）。 これにより、公表画面の「施設等を運営する法人に関する事項」の最下段に本園・分園が紐づいた状態（リンクが設定される）となります。
20	事務フロー・データセット・マスタ（案）（別紙）	データセットやマスタについては子ども・子育て支援システムの構築事業者にも意見聴取を行うのでしょうか。	既に協議会やワーキング・グループに、子ども・子育て支援システムの構築ベンダーも構成員として参画しており、その御意見もいただきながら、事務フロー・データセット・マスタ等を作成しているところです。 また、全国意見照会においては、自治体のみならず、事業者も意見を提出していただくことが可能となっております。子ども家庭庁からは、協議会の構成員であることもDX推進協会を通してベンダーにも全国意見照会についての周知を行っておりますが、これとは別途、各自治体において契約している子ども・子育て支援システムの構築ベンダーに、本意見照会についてお知らせいただいても差支えありません。
21	事務フロー・データセット・マスタ（案）（別紙）	事務フローでは、子ども・子育て支援システムと施設管理プラットフォーム、保活情報連携基盤が同時に出てくるものがあるが、マイナンバーを取り扱う端末から施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤にはどのようなアクセスを考えているのでしょうか。	現時点において、マイナンバー系ネットワークから直接施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤にアクセスすることは考えておりません。ネットワーク間の接続（子ども・子育てシステムとの連携）については、今後の要件定義の中での検討事項と考えております。